

平成27年11月4日決定
農業資材審議会農薬分科会

農業資材審議会農薬分科会検査法部会設置規程

第1条 農業資材審議会令（平成12年政令第288号）第6条第1項の規定により、農薬分科会に、検査法部会を置く。

2 検査法部会は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定により農業資材審議会の権限に属せられた事項（同法第31条第3項に規定する農薬の検査方法に関するものに限る。）を処理する。

第2条 検査法部会の議決は、農薬分科会の議決とする。ただし、当該部会において、農薬分科会における審議が必要とされた場合は、この限りでない。